

児童手当制度についてのお知らせ

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人に支給します。

ただし、平成30年中の所得が一定額以上の場合には、所得制限により特例給付が支給されます。

◆児童手当の額(月額)

- ・3歳未満：一律 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前(3歳到達の翌月から)
 - 第一子 10,000円
 - 第二子 10,000円
 - 第三子 15,000円

※第三子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

- ・小学校修了後中学校修了前一律 10,000円

◆手当の支給

認定請求した日の属する月の翌月から開始し、支給事由のなくなった(学齢到達・転出など)日の属する月分で終わります。

◆特例給付について

所得制限により、児童手当を受けられない人に、法律の附則に基づき特例給付が支給されます。

特例給付の額(月額)：一律 5,000円

＜所得制限について＞

平成31年度の所得制限限度額は次のとおりです。所得は、平成30年中の総所得金額(給与所得者は給与所得控除後の金額)と山林所得と譲渡所得金額などの合計から一律8万円と医療費・雑損などの諸控除を控除した額です。扶養親族等の数は、税法上の扶養親族・同一生計配偶者の合計数です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

◆6月に現況届の提出が必要です

現在、児童手当(特例給付を含む)を受けている人は、現況届を6月末までに提出してください。用紙は6月に各受給者あてに送ります。

◆次のときは、すみやかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき

問合せ＝こども福祉課(内線522)

保険年金課から新元号への読み替えについてのお知らせ

保険年金課で交付している保険証・認定証・資格証等の有効期限(有効期間)については、当分の間、新元号への読み替えをお願いします。

◆証の種類

- ・国民健康保険＝被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証 など
- ・後期高齢者医療＝被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証 など
- ・福祉医療費助成＝乳幼児医療費受給資格証、子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証、心身障害者医療費受給資格証 など

◆読み替え例

平成31年→令和元年……平成40年→令和10年
 ※有効期限(有効期間)後の更新時には、随時、新元号表記で交付します。

※乳幼児及び子ども医療費受給資格証は、有効期間の元号を「令和」表記に改めて、一斉に交付する予定です。乳幼児医療費受給者資格証は7月に、子ども医療費受給資格証は8月に、それぞれ送付しますので、差し替えをお願いします。

問合せ＝保険年金課(内線327)

認知症サポーター養成講座を開講します(受講無料・要申込)

下記日程のご都合のよいときに受講してください。

日時	場所	定員
5月24日(金) 14:00～15:30	市役所 401・402会議室	先着15人
6月7日(金) 14:00～15:30	三の丸会館 研修室1	先着15人

申込・問合せ＝電話で、地域包括支援センター
 (☎55-7733)へ